

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和8年8月7日

山形市監査委員 山 川 稔 彦

同 伊 藤 明 彦

同 鈴 木 進

行 第 6 号
令和8年7月21日

山 形 市 監 査 委 員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和7年度包括外部監査「使用料及び手数料に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書
令和7年度包括外部監査 「使用料及び手数料に関する財務事務の執行について」

別紙

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	該当事案	事案担当部	事案担当課	措置内容回答課	措置内容
1	14	意見	(基本方針の有効性について) 財政課では毎年「予算の執行方針について」を全庁に通知し、「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」に基づき、原価計算の検証を行うなど一層の適正化に努めることを求めているが、実際は基本方針が有効に活用されていると感じられる使用料・手数料はほとんどなく、基本方針自体の有効性には疑念を持たざるを得ない状況であった。「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」について改めて周知・徹底する等、運用を改善するか、基本方針自体により有効性を持たせるよう基本方針自体を改定するか、その在り方を改めて検討することが望ましい。		財政部	財政課	財政課	使用料及び手数料の見直しに向けて、現状や他自治体の状況を調査する。その上で、基本方針の改正について検討する。 なお、「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」の改正の検討に当たっては他の指摘事項及び意見の内容のほか、受益者負担割合の試算における使用料収入金額(分子)の捉え方とコスト試算(分母)の捉え方との整合性等、個別の使用料・手数料の実情に応じたコスト分析や積算を行うことについても併せて検討する。また、個別事案で外部環境の変化等により早期対応が必要なものは、別途検討する。
2	20～25	意見	(使用料の分類分けに関する項目) 「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」では、使用料が「民間サービスの利用が困難な場合」に受益者負担率25%としていることから、「民間で代替できるか」は加味されている。しかし、他自治体で加味しているように「生活に必需であるか」等の他の観点は加味されていない。基本方針により実効性を持たせるために、「民間で代替できるか」以外の観点でもよりきめ細やかに分類出来ないか、検討することが望ましい。		財政部	財政課	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。
3	20～25	意見	(使用料・手数料の改定について) 受益者負担割合は一度検討すれば負担の公平性・公正性が確保できるものではなく、管理運営コストの変動に応じ、継続的に検討することが重要である。改めて見直しの考え方や激変緩和の取り扱いについて、検討することが望ましい。		財政部	財政課	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。
4	20～25	意見	(減価償却費の取扱いについて) 市の「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」では、減価償却費はコストに「算入しない取扱」としているが、設定した受益者負担割合を適正に判断できるようにするため、改めて受益者負担を求めるコストの範囲について検討するのが望ましい。		財政部	財政課	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。
5	20～25	意見	(減免に関する項目について) 受益者負担割合の算出過程において、減免によって収入されなかった金額が加味される。このため、受益者負担の基本方針を検討する際には、減免についてどのように算入するのがよいか検討を行うことが望ましい。		財政部	財政課	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	該当事案	事案担当部	事案担当課	措置内容回答課	措置内容
6	38	指 摘 事 項	(料金改定に関する方針の不備について) 10年以上料金改定がなく、また、個別の料金改定に関する基準や方針を設けていない。利用料に係る負担の公平性が継続して保たれているのかを判断する市の方針や基準を明確にするべきである。	斎場使用料	市民生活部	新斎場整備推進室	財政課	基本方針の見直しに合わせて、料金改定に関する方針の明確化を検討する。 また、毎年、予算の執行方針及び当初予算編成方針の中で、各課等に物価高騰を反映した原価計算の検証を行う等の適正な取り扱いを求めているが、より実効性を高めるため、周知徹底を図る。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。
7	54			山形駅東口交通センター駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課		
8	58			霞城セントラル駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課		
9	62			西公園テニスコート等使用料	まちづくり政策部	公園緑地課		
10	70			市営住宅駐車場使用料	まちづくり政策部	住宅政策課		
11	78			印鑑に関する証明等手数料	市民生活部	市民課		
12	82			狂犬病予防注射済票交付等手数料	健康医療部	動物愛護センター		
13	99			食肉衛生検査等手数料	健康医療部	食肉衛生検査所		
14	102			家庭系ごみ処理手数料	環境部	循環型社会推進課		
15	105			粗大ごみ処理手数料	環境部	循環型社会推進課		
16	112			農業集落排水処理施設使用料	農林部	農村整備課		
17	152			山寺芭蕉記念館	文化スポーツ部	文化創造都市課		
18	157			山形市民会館	文化スポーツ部	文化創造都市課		
19	169			山形市総合スポーツセンター等	文化スポーツ部	スポーツ課		
20	173			山形市球技場	文化スポーツ部	スポーツ課		
21	176			山形市総合福祉センター	福祉推進部	地域共生社会課		
22	180			大曾根さわやか荘(老人福祉センター)	福祉推進部	長寿支援課		
23	184			黒沢いこい荘(老人福祉センター)	福祉推進部	長寿支援課		
24	190			山形テルサ	商工観光部	働きやすさ追求室		
25	195			山形国際交流プラザ	商工観光部	観光戦略課		
26	199			山形市馬見ヶ崎プール	まちづくり政策部	公園緑地課		

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	該当事案	事案担当部	事案担当課	措置内容回答課	措置内容
27	31	意見	(受益者負担割合が著しく低い) 平成20年度「使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)」に係る基本方針について」に基づきコスト試算を行うと、受益者負担割合が著しく低く、利用者と利用しない人との公平性の観点から、公平性が崩れていると言える。受益者負担割合の観点も踏まえどのような利用料の定め方がよいか、再考するのが望ましい。また、特殊な使用料については、基本方針を適用するか、他の基準を適用するか、再考するのが望ましい。 ※受益者負担割合の平均値が、基本方針で定められている基準の0.7倍～1.3倍の範囲から逸脱した場合に【意見】としている。	市立保育所保育料	こども未来部	保育育成課	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。
28	38			斎場使用料	市民生活部	新斎場整備推進室		
29	102			家庭系ごみ処理手数料	環境部	循環型社会推進課		
30	105			粗大ごみ処理手数料	環境部	循環型社会推進課		
31	108			し尿処理手数料	環境部	廃棄物指導課		
32	112			農業集落排水処理施設使用料	農林部	農村整備課		
33	138			公設地方卸売市場事業使用料	農林部	地方卸売市場管理事務所		
34	152			山寺芭蕉記念館	文化スポーツ部	文化創造都市課		
35	169			山形市総合スポーツセンター等	文化スポーツ部	スポーツ課		
36	180			大曽根さわやか荘(老人福祉センター)	福祉推進部	長寿支援課		
37	184			黒沢いこい荘(老人福祉センター)	福祉推進部	長寿支援課		
38	199			山形市馬見ヶ崎プール	まちづくり政策部	公園緑地課		
39	203			コミュニティサイクル	企画調整部	公共交通課		
40	54	意見	(受益者負担割合が著しく高い) 平成20年度「使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)」に係る基本方針について」に基づきコスト試算を行うと、受益者負担割合が著しく高く、利用者と利用しない人との公平性の観点から、公平性が崩れていると言える。受益者負担割合の観点も踏まえどのような利用料の定め方がよいか、再考するのが望ましい。また、特殊な使用料については、基本方針を適用するか、他の基準を適用するか、再考するのが望ましい。 ※受益者負担割合の平均値が、基本方針で定められている基準の0.7倍～1.3倍の範囲から逸脱した場合に【意見】としている。	山形駅東口交通センター駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課	働きやすさ追求室	次年度以降の賃料の算定に向けて、建物の減価等を適正に反映した使用料となるよう関係各課とも調整を図りながら、見直し方針の策定の要否も含めて検証する。
41	66			市営住宅使用料	まちづくり政策部	住宅政策課		
42	119			中央駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
43	127			済生館前駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
44	131			山形駅東口交通センター駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
45	173			山形市球技場	文化スポーツ部	スポーツ課		
46	195			山形国際交流プラザ	商工観光部	観光戦略課		
47	43	意見	(建物使用料の算定について) 現行の算定方法では建物の減価が反映されておらず、長期的に賃料が固定化しているため、算定方法に関する見直し方針を定め、建物の減価等を反映した適正な金額となっているかの検証を検討されたい。	山形テルサ建物使用料	商工観光部	働きやすさ追求室	働きやすさ追求室	次年度以降の賃料の算定に向けて、建物の減価等を適正に反映した使用料となるよう関係各課とも調整を図りながら、見直し方針の策定の要否も含めて検証する。
48	203	意見	(市民が支払う使用料・手数料のうち、市の収入とはならないものについて) 市民が使用料・手数料を支払うが、委託契約等を介していることから市の収入とはならないものが存在する。そのような使用料・手数料も、市民にとっては市の収入となる通常の使用料・手数料と何らの変わりはない。このため、受益者負担のあり方を検討する場合、このような使用料・手数料についても留意することも含めて検討されたい。	コミュニティサイクル	企画調整部	公共交通課	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	該当事案	事案担当部	事案担当課	措置内容回答課	措置内容
49	51	指摘 事項	(料金設定時の算定根拠資料の保管不備) 料金の当初設定時の算定資料は、算定時に採用した料金設定の考え方を確認するための重要な資料であるが、資料が確認できない状況である。「山形市文書管理規程」では、市の重要事項に関する文書については第1類として分類し永年保存を求めているが、当該資料は第1類に該当するにも関わらず、保管が行われていなかった。	道路占用料	都市整備部	道路維持課	総務課	料金の設定に係る条例の制定、改正等の起案文書において、料金の算定方法等を必ず記載するとともに、その根拠となる資料を当該起案文書に添付することとする。 当該資料については、起案文書への添付のほか、所管課において、第1類の文書として紙媒体で保存することとする。 これらの取扱いについて令和8年度中に庁内に通知し、周知徹底を図る。
50	54			山形駅東口交通センター駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課		
51	58			霞城セントラル駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課		
52	78			印鑑に関する証明等手数料	市民生活部	市民課		
53	82			狂犬病予防注射済票交付等手数料	健康医療部	動物愛護センター		
54	96			食品衛生許可申請等手数料	健康医療部	生活衛生課		
55	99			食肉衛生検査等手数料	健康医療部	食肉衛生検査所		
56	105			粗大ごみ処理手数料	環境部	循環型社会推進課		
57	115			香澄駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
58	119			中央駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
59	123			大手町駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
60	127			済生館前駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
61	131			山形駅東口交通センター駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
62	135			山形駅西口駅前広場駐車場使用料	都市整備部	道路維持課		
63	152			山寺芭蕉記念館	文化スポーツ部	文化創造都市課		
64	157			山形市民会館	文化スポーツ部	文化創造都市課		
65	169			山形市総合スポーツセンター等	文化スポーツ部	スポーツ課		
66	173			山形市球技場	文化スポーツ部	スポーツ課		
67	176			山形市総合福祉センター	福祉推進部	地域共生社会課		
68	180			大曽根さわやか荘(老人福祉センター)	福祉推進部	長寿支援課		
69	184			黒沢いこい荘(老人福祉センター)	福祉推進部	長寿支援課		
70	195			山形国際交流プラザ	商工観光部	観光戦略課		
71	199			山形市馬見ヶ崎プール	まちづくり政策部	公園緑地課		
72	203			コミュニティサイクル	企画調整部	公共交通課		

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	該当事案	事案担当部	事案担当課	措置内容回答課	措置内容
73	51	指摘 事項	(減免件数、減免金額の把握について) 市では、件数は把握しているが、金額は把握できていない状況である。減免についてはその実態を受益者負担割合に加味できるよう把握するか、金額の把握が実務上著しく困難である場合には、受益者負担割合の計算において件数から金額を見積もる方針を定めるべきである。	道路占用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	年間で数百件の減免実績があり、その多くが全額減免となっている。これまでは全額減免については占用料の算定を行う必要がないと考え、算定を行っていなかった。これらを新たに算定する場合、多大な事務負担が生じることから、減免金額を把握することは実務上著しく困難である。以上を踏まえ、指摘にある受益者負担割合の計算において件数から金額を見積もることが可能か検討するとともに、可能な場合はこの方法により減免金額を把握することとする。
74	54			山形駅東口交通センター駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
75	58			霞城セントラル駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
76	74			税務に関する証明手数料	財政部	資産税課	資産税課	減免件数及び減免金額について、集計できるよう体制を整え把握することに改めた。
77	115			香澄駐車場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
78	119			中央駐車場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
79	123			大手町駐車場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
80	127			済生館前駐車場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
81	131			山形駅東口交通センター駐車場使用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	減免件数及び減免金額の把握について、集計の可否や方法等について指定管理者と協議を行い、可能な限り早期に対応する。
82	62	指摘 事項	(受益者負担割合の把握について) 所管課より過去には算出していたが、西公園全体で維持管理費用を把握していることからテニスコート等のみの維持管理費用を算出することが困難であるとの回答を得た。 現状では、受益者負担の妥当性の検証が不可能であるため、維持管理費用を算出できるよう把握すべきである。	西公園テニスコート等使用料	まちづくり政策部	公園緑地課	公園緑地課	適切な受益者負担率の検証ができるよう、テニスコート等の各施設ごとの維持管理費用を算出する方法について検討し、把握するよう改める。
83	51	意見	(受益者負担割合の把握について) 所管課より道路占用料の原価に相当するコストは発生していないと認識しているとの回答を得た。現状では、受益者負担の妥当性の検証が不可能である。受益者負担の妥当性を検証するプロセスは不要であるのか、改めて検討するのが望ましい。	道路占用料	都市整備部	道路維持課	道路維持課	山形市では、市内で道路管理者の別により道路占用料の額が異なることは不合理である等の理由で、国や県と考え方を合わせ、同額に設定している。基準額を定めるのは国であるため、市として受益者負担割合の妥当性を検証する必要はないと考え、把握していなかった。 現在のところ、国や県に準拠した額から変更する予定はないが、今後、独自算定等を行う必要が生じた場合には、他県や他市の状況を参考に、受益者負担割合の検証について、手法や可否の検討を行う。

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	該当事案	事案担当部	事案担当課	措置内容回答課	措置内容
84	43	意見	(受益者負担割合について) 「契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する 条例第11条第1項の別表」では、建物に関して、使用の区分その 他については、「1年につき建物の適正な価格×10／100＋土 地の適正な価格×4／100、これにより難いものについては、別 に市長が定める額」と定めており、基本方針と必ずしも一致する ものではなく、今後基本方針の見直しを行う際には検討するの が望ましい。	山形テルサ建物使用料	商工観光部	働きやすさ追求室	財政課	基本方針の見直しに合わせ、検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。
85	108	意見	(料金改定の方針の明確化について) 近年、し尿世帯数は減少し、委託業務となってからも原価は上 がっている状況にある。ただし、市ではし尿世帯の多くが下水道 への切替えや、下水道処理区域外の場合は、浄化槽の導入が 経済的に困難な、高齢者を多く含む低所得世帯と推定されるた め、福祉的な理由から改定していない。 上記の考え方は、平成20年度「使用料・手数料等の見直し(受 益者負担適正化)に係る基本方針」とは必ずしも合致するもの ではない。福祉的な理由で利用者に負担も求めないのであれ ば、料金の算定要素として福祉的な要因を盛り込むなど、その 根拠を明確にするのが望ましい。	し尿処理手数料	環境部	廃棄物指導課	廃棄物指導課	し尿世帯の経済的負担への配慮と、利用者の減少に伴い増え 続ける受益者負担の適用の難しさに加え、日常生活において必 要不可欠な事項であることから、値上げについては慎重に検討 する必要があると考える。 山形市における使用料・手数料の基本方針に係る庁内の動向 を鑑みつつ、料金の算定根拠の明確化を検討していく。
							財政課	基本方針における特殊な事情がある場合の取扱い、基本方 針の見直しに合わせ検討する。 なお、基本方針の見直しについての考え方はNo.1のとおり。